

自動車検査証の有効期間及び定期点検間隔一覧表

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔・使用する別表							検査証の有効期間		備考 (車種の一例)	
			3	3	6	1	1			初回	二回目以降		
			ケ月	ケ月	ケ月	年	年						
運送事業用	旅客自動車		○							1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
	軽自動車		○							2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8t以上		○							1年	←	貨物運送事業者のトラック (三輪車を含む)
		GVW8t未満		○							2年	1年	
		GVW8t以上トレーラ			○						1年	←	
		GVW8t未満トレーラ			○						2年	1年	
	軽自動車						●			2年	←		
	二輪自動車							●		3年	2年		
	霊柩	通常タイプ		○							2年	←	霊柩車
		定員11人以上		○							1年	←	霊柩車(バス形状)
軽自動車							●			2年	←		
レンタカー	貨物	GVW8t以上		○						1年	←	トラック(三輪を含む)	
		GVW8t未満		○						2年	1年		
		軽自動車				○				2年	←		
	乗用	定員11人以上		○							1年	←	バス、幼児専用車(大人定員換算で11人以上に限る)
		幼児専用車		○							1年	←	園児送迎車(大人定員換算で10人以下に限る)
		普通・小型自動車					○				2年	1年	
	軽自動車					○				2年	←		
	三輪自動車					○				2年	1年		
	二輪	小型自動車					○				2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車					○				なし	←	125ccを超え250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型自動車		○	○						2年	1年	キャンピング車等
		貨物	GVW8t以上		○	○					1年	←	冷蔵冷凍車、タンク車等
			GVW8t未満		○	○					2年	1年	
		(※) 軽自動車				○					2年	←	キャンピング車、ポート・トレーラ等
		大型特殊	GVW8t以上		○							2年	1年
	GVW8t未満			○							2年	1年	フォーク・リフト
	(※) 貨物	GVW8t以上		○	○						1年	←	ポール・トレーラ
		GVW8t未満		○	○						2年	1年	ストラドル・キャリヤ
		検査対象外軽自動車		○							なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車
	自家用自動車	貨物	GVW8t以上		○						1年	←	トラック(三輪車を含む)
GVW8t未満						○				2年	1年		
GVW8t以上トレーラ						○				1年	←		
GVW8t未満トレーラ						○				2年	1年		
軽自動車								●		2年	←	軽トレーラ等含む	
乗用		定員11人以上		○							1年	←	バス、幼児専用車(大人定員換算で11人以上に限る)
		幼児専用車				○					1年	←	園児送迎車(大人定員換算で10人以下に限る)
		普通・小型自動車						●			3年	2年	
軽自動車							●			3年	2年		
三輪自動車						○				2年	←		
二輪		小型自動車							●		3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車							●		なし	←	125ccを超え250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
特種		GVW8t以上		○	○						2年	←	消防車、救急車、警察車、採血車
							○				2年	←	車いす移動車、キャンピング車、医療防疫車等
		貨物	GVW8t以上		○						1年	←	タンク車、コンクリートミキサー車、販売車
			GVW8t未満				○				2年	1年	冷蔵冷凍車、塵芥車等
			GVW8t以上トレーラ				○				1年	←	ポート・トレーラ、タンクセミトレーラ等
			GVW8t未満トレーラ				○				2年	1年	
		(※) 軽自動車						●			2年	←	冷蔵冷凍車、車いす移動車、ポート・トレーラ等
		大型特殊	GVW8t以上		○							2年	←
GVW8t未満					○					2年	←	フォーク・リフト	
(※) 貨物	GVW8t以上		○	○						1年	←	ポール・トレーラ	
	GVW8t未満				○					2年	1年	ストラドル・キャリヤ	
	検査対象外軽自動車					○				なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車	

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間 ●印：2年、○印：1年
 2. GVWとは車両総重量を示す

使用する「別表」の確認は、別表3 別表4 別表5 別表5-2 別表6 別表7
 カラーも参考にして下さい。

(※) 積載量が指定されている車両の有効期間は、車両総重量8t未満の車両のみ、初回が2年となる